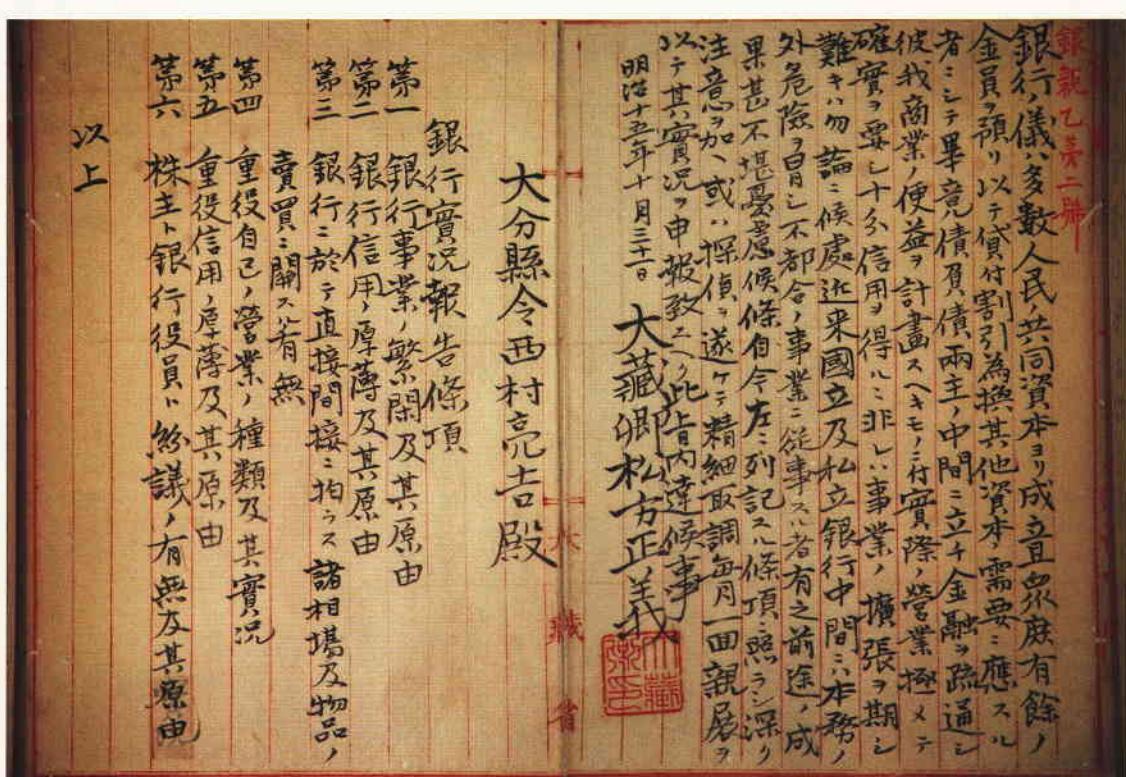


大分県

公文書館だより

第4号

平成10年2月



明治十五年（一八八二）十月三十一日、大蔵卿の松方正義は大分県知事の西村亮吉にあてて、県内の国立・私立銀行の営業実態にかかる調査を命じました。その際、「銀行実況」についての報告を義務づけられた調査条項には、銀行の事業成績の良否をはじめとして、株主と銀行役員との紛争の有無にいたる六箇条の諸項目が見受けられます（明治八〇三十五年「各省内達」所収文書・大蔵省内達〈写真参照〉）。

松方の主張によれば、「多数人民ノ共同資本」からなりたつ銀行は、本来、債権者と債務者との間に立つて金融の「疏通」（銀行側による資金の融通であろう）を図り、両者間の「商業ノ便益」を考慮すべき立場にある。そのため、「実際ノ営業」は確実を期し、充分な社会的信用を得なければならぬ、と述べています。ところが、その頃、本来の業務とは別に危険を冒してまで「不都合ノ事業」に手を染める銀行も現われ、そうした憂慮に堪えざる事態に対処すべく、右の大蔵省内達が大分県とともに全国の道府県へ発令されたとみてよいでしょう。ここに言う銀行の「不都合ノ事業」とは、調査条項の第三項に記されているような状況、つまり銀行が諸相場・物品の売買に関与することなどを指すものと思われます。

薩摩閥出身の松方正義は明治十四年（一八八一）十月に大蔵卿に就任し、おりからのインフレーションに対する増税と緊縮財政の併用によるデフレ政策を推進しました。そして翌十五年には、独占的な兌換銀行券（紙幣）の発行権をもつ中央銀行としての日本銀行を設立して、輸出の奨励と正貨の獲得に努めました。このような一連の財政・経済政策は「松方財政」と呼ばれ、日本資本主義の成立に貢献したものとして評価されています。ここで取り上げた行政文書（大蔵省内達）は、その「松方財政」と大分県政とのつながりを示す貴重な史料と言えます。

以上

金融改革を推し進めた「松方財政」

私と
公文書館

女性史研究者
吉庄 ゆき子

公文書館は私にとって欠かせない学習の場であり、「宝探し」の場でもあります。

か、その資料がどこにあるのか見当もつていなかつたのでした。ですからとても不安でしたが、とにかく鉱脈を掘りあつてのまでと思い定めて、暇をみつけては県立図書館に通いました。ある時、ひとりの親切な司書の方が行政文書を調べてみると、行政文書の目録ができるところを教えてくださいました。

現在、その行政文書と目録は県公文書館のほうに移管されています。

「宝の山」にあつたもの

りわけ地域女性史
はまだ資料を集め
ている段階なので、そういう私どもにと
つて行政文書、行政刊行物を集めた公文
書館は特別に貴重なところなのです。明
治・大正・昭和各時代の政府の女性政策
がどのようなものであつたか、県・市町
村各自治体がそれにどう対応したかを示
す資料の見つかる可能性が高い場所だか
らです。

私は一九六〇年代末ころ、明治以降の大分県下の女性の歴史を明らかにしたいという思いにとりつかれて、資料探しをはじめたのでした。そのころ、県下の女性に関する書物といえば「大分県婦女善行録」とか『表彰録』の類しかありませんでした。私は女性を「善行」の枠に含めて表彰するといった視点から見ないで、それぞれの時代状況の中で、さまざまな暮らしをたて、生きてきた女性たちを捉えたいと考えていました。しかし、どんな資料によればそれが見えてくる

公文書館前史

その第一〇条は「婦人ニテ謂レナク断髪ス可ラサル事」とあって、違反した場合は「相当ノ過料」を取り立てるとしています。周知のように明治新政府は明治四年（一八七一）九月二十三日、廃刀とともに散髪の自由を認める布告を出します。今までの「ちよんまげ頭」を、文明開化の象徴としての「ザンギリ頭」へかえることは勝手だということになつたのです。

散髪令が出た時、当然自分たちも髪型をかえる自由が与えられたのだと思つた女性たちがいて、さつそく東京では、重い日本髪を切り、男性同様縞の袴をはいて馬を乗り廻す女性が次々に現われ、ひとつ風潮になつたといいます。あわてた政府は、「散髪ノ儀ハ勝手次第」だが、「婦女子ノ儀ハ従前ノ通り」と心得て、「御趣意」を取り違えないように、とう女性散髪禁止の告諭文を明治五年（一八七二）五月十一日に出します。そして老女の切り髪などには証明書を交付するという念の入れようで、女性の髪型への干渉をやめませんでした。しかし告諭文には罰則規定が含まれておらず、内容的にはまだ勧告文でした。同年十一月、東京府は違式詫違条例（後の警察犯罪処罰令に相当するらしい）を公布しますが、その中に「婦人ニテ謂レナク断髪スル者」の一項を入れ、女性の自由な調髪を一種の「犯罪」とみなしたのです。これは先にあげた森下景端の布達第一〇条と同じものです。「清国在留日本人心得方規則」の性格は、私にはよくわかりませんが、清国在留日本人女性の断髪が处罚の対象になるというのである以上、国内の女性の断髪も東京だけでなく、全国的に处罚の対象になつていたのであろうと推測されます。

小さな発見ひとつ

「宝の山」の中に中津士族の女性の自筆履歴書がありました。彼女が明治二十三年（一八九〇）に「監獄女監取締人」（女看守）に採用された時のものでした。

公文書館利用状況 (H9.4.1~H10.1.31)

開館日数	200日
閲覧室利用者（一般） (一日平均)	2,561人 13人
閲覧申請（開架資料を除く）	247冊
複写依頼	1,117枚
利用相談	31件
職員の公務利用	206件

これを見つけた私は目を疑いました。これまで「女監取締人」の採用は、同年に時の島根県知事の「英断」によつて実現したというのが定説になつていたからです。実証的研究書として高く評価されている『明治女性史』(中巻後篇・女の職業)、(村上信彦、一九七一年刊)が、明治二十三年当時の『女学雑誌』や『監獄評論』の記述によつて立てた説だつたのです。ところが、大分県もこの年に女看守を採用したという資料が出てきてみますと(前記履歴書だけでなく、当時の県会議事録でも明らかになりました)、これではどうやら島根県知事の「英断」説では説明できなくなりそうです。この謎を解く資料が公文書館から発見されるのを待つてゐるかもしません。

「山しげらず候へば、いわし寄り申さず候」

魚をよびよせる森林

江戸時代の事例になるか。佐伯藩（藩）は現在の大分県南部、佐伯市を中心とし、本匠村・直川村・蒲江町・四浦半島・鶴見半島一帯にわたり、津久見市（もうりあかまさ）の一部を含む）の藩主であった毛利高政が津組（津久見）の百姓たちに与えた元和九年（一六二三）九月十九日付の触責「大分県史料〔十二卷所収〕」によると、津久見浦の山で焼畑を行うことや、湾内の小島の草木を伐採することなどを固く禁じている。その理由は、「山しげらす候へば、いわし寄り申さず候」ということを聞き及んでいるからだという。複雑な海岸線をもつ佐賀関以南のリアス式海岸には、ウバメガシ（ナラ属の広葉樹）を主体とする植生がみられるが、そうした県南の沿岸部

魚付林とは、魚類の接岸や棲息・繁殖を促進させる目的で、海岸などに仕立てている森林をいう。魚類は樹木の繁茂している山などが海水面に落とす影の部分（暗所）を好んで寄りつく習性をもつてゐる。また海岸が多くの木々に覆われていれば、木につく昆虫が海面に落下したり、微生物が海中へ送り込まれたりして魚の餌となるために、その辺の海域は魚類にとって絶好の「えさ場」となる。だから、古くから魚付林は保護の対象となり、原則としてその伐採は禁じられていてた。

の豊かな森林が魚付林としての役割を果たしていたわけである。

自然からの「しつべ返し」

務省山林局・水産局の命令を受けた大分県は、県内沿岸部の森林と漁業との関係についての調査を行つた。この調査には九州四県（福岡・長崎・大分・熊本）の林政に携わる熊本大林区署、および大分県下の各郡役所と県水産試験場の協力もあり、明治四十二年（一九〇九）には県の農務・水産両課によつて「森林ト漁業ト関係」という簿冊が作成されている。ここで、右の簿冊に收められている国側（農商務省）への回答のために起案された文書と、その文書に添付されている詳細な調査報告書類に注目してみたい。

その起案文書と添付書類の記述を要約すると、南海部郡米水津村、北海部郡臼杵町、高崎山を含む別府湾沿岸、東国東郡竹田津村などでは明治の初頭から中期にかけて、湾岸開発のために海岸の丘陵や湾内の小島に茂っている木々をむやみに伐採した結果、以後、魚道（＝魚類が回遊するコース）の変化が生じ、漁獲量の大幅な減少がみられたという。高崎山の森林が魚付林というべき役割を果たしていった別府湾では、明治十五年（一八八二）頃の国道三五号線（現在の国道一〇

先人の知恵を「環境保護」に

号線）の開通にともない、豊岡町・御越町（現在の日出町豊岡・別府市西部）方面の丘陵が掘りくずされた。このために、湾内へ回遊する「鮎ノ大群」がその姿を見せなくなり、「其ノ後三、四年間ハ全ク不漁ニ終リタル」という状況であつた。また、竹田津村では明治三十五年（一九〇二）頃、海に張り出した岬の松林を伐採したために、まつたくの「不漁」となり、一時の休業（＝休漁）を余儀なくされたという。

む海洋資源の保護政策を積極的に推し進めていくようになる。いみじくもそれは、かつて佐伯藩が海岸の原生林の乱開発を厳しく制限した政策を、追認ないし継承するものであつた。したがつて、江戸時代にみられた佐伯藩の事例を含め、明治期の大分県が自然からの「しつべ返し」を受けて実施した魚付保安林の設定は、現代の環境問題に対しても、その解決に向けて貴重な教訓を与えてくれるものと考えられる。

いわし <表>明治期大分県における鰯の漁獲量



(注) 本表のデータは「大分県統計書」に依拠した。単位は千貫(1貫は約3.75kg)である。

第二回企画展

平成九年八月十二日から九月十四日までの約五週間にわたり、大分県立先哲史料館一階展示室において大分県公文書館第三回企画展「近代大分県の観光」を開催しました。この企画展では明治後期から昭和初期にかけての大分県下の観光地を紹介した観光案内図、ポスター、写真集などを取り上げながら、当時の観光地について考究してみました。五千人を超える観覧者の中には、すぐれた「芸術作品」というべき当時の観光案内図やポスターをじっくりと見学されている人もありました。



寄贈・寄託資料

別府市在住の江口文敏氏から、明治期の大分県の農政にかかる五点の簿冊を寄贈していただきました。それらは農作物の栽培にかかる施策を記した「栽培一件」、主要な農作物の栽培方法を調査した「各郡植物栽培法取調」、県内各地の小作慣行について調査した「田畠小作ノ慣例」、大分県農会の事務にかかる「農会報告」、県内沿岸部の森林の有様と漁業との関係を調査した「森林ト漁業ト関係」などです。これらの簿冊は、地域史の側面から明治期の農業政策、農業技術、農業慣行などを明らかにするための貴重な史料と言えます。



また、宇目町教育委員会からは九六三地点におよぶ宇目町公文書の寄託を受けました。上記の農政関係の簿冊と併せて、一般的な閲覧・利用に供することができるよう、整理作業を進めているところです。

利用案内

開館時間

火曜日～土曜日 9時～17時

休館日

年末年始（十二月二八日～一月四日）
特別整理期間（年二回、各一〇日以内）

編集後記

公文書館が平成七年二月に開館して以来、ちょうど三年の月日が経過した。その間、所蔵公文書や地域資料の公開を兼ねて三回にわたり企画展を開催するとともに、公文書館制度への理解を深めてもらうために、二回にわたる公文書等歴史資料保存管理講習会を実施した。そうした中で、公文書館の存在も県民の間に徐々に知られてきているように思われる。

ところで、当館の開館時には利用者による資料の問い合わせに対し、簿冊目録をめくりながら対応したものであるが、現在ではコンピュータでも検索できるようになつた。とはいっても、コンピュータに入力されているのは簿冊や行政刊行物のタイトル名のみである。したがつて、今後、利用者のニーズにきめ細かく対応するためには、現在手がけている件名目録の作成が必要である。ただしそれは、個々の簿冊に收められている公文書を一つ一つ整理するという、遠大な作業となる。

当館には現在、約四万一千件の公文書の簿冊と約一万七千件の行政刊行物が所蔵されており、それらの行政関係資料は過去・現在の大分県の姿を知るために貴重な手がかりとなるものである。この他、百余件の地域資料（行政関係資料以外の歴史資料）も収集されている。多くの県民の皆様による公文書館の利用を待ちたい。



交通機関
バス路線
大分交通／JR大分駅から県立図書館
大分バス／県立図書館・大洲循環線
JR利用
大分駅から徒歩二五分
バス停 県立図書館前
館行き
大分駅から徒歩一五分

編集・発行 大分県公文書館 〒八一八四一一大分市大字駄原五八七一 TEL 〇九七五四六一八八四〇 FAX 〇九七五四六一八八四九
--